

新潟市ペット霊園の設置等に関する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第10号

新潟市ペット霊園の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置等の許可、管理の適正化等に関する事項を定めることにより、公衆衛生の向上を図り、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 犬、猫その他愛玩用に飼養されている動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) ペット霊園 ペットの墳墓、納骨堂若しくは火葬施設又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (3) ペット霊園設置者 第4条第1項の許可を受けた者をいう。
- (4) 墳墓 ペットの焼骨（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものを除く。以下同じ。）を埋蔵し、又はペットの死骸（同項に規定する廃棄物に該当するものを除く。以下同じ。）を埋葬する施設をいう。
- (5) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (6) 火葬施設 ペットの死骸を火葬するための設備（以下「火葬設備」という。）を有する施設をいう。
- (7) 火葬車両 火葬設備を搭載した車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）

第2条第8号に規定する車両をいう。)をいう。

(8) 火葬車両営業者 第15条第1項の許可を受けた者をいう。

(9) 近隣住民等 ペット霊園の区域又は火葬車両を使用してペットの死骸を反復継続して火葬しようとする特定の場所に隣接している土地の所有者及び使用者並びにペット霊園の区域からおおむね100メートル(火葬施設を有するペット霊園及び火葬車両にあっては、ペット霊園の区域又は火葬車両を使用してペットの死骸を反復継続して火葬しようとする特定の場所からおおむね200メートル)以内の距離にある建物の所有者及び使用者をいう。

(10) 住宅等 住宅、学校、保育園、病院、社会福祉施設、公共施設その他これらに類する施設をいう。

(設置者等の責務)

第3条 ペット霊園を設置し、若しくは管理する者、火葬車両を使用してペットの死骸を火葬することを業とする者又は火葬車両を管理する者は、当該ペット霊園を設置し、若しくは管理し、又は火葬車両を使用してペットの死骸を火葬する際は、当該ペット霊園又は火葬車両の周辺的生活環境に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

(設置等の許可)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けたペット霊園の区域の変更(当該区域の縮小を除く。以下「区域変更」という。)又は当該ペット霊園の区域内における新たな墳墓、納骨堂若しくは火葬施設の設置(増設を含む。以下「墳墓等の新增設」という。)をしようとする場合も、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、市民の良好な生活環境の保全のために必要な限度において、第1項の許可に

条件を付けることができる。

(事前協議)

第5条 前条第1項の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

(説明会の開催等)

第6条 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置、区域変更又は墳墓等の新增設に係る計画について説明会を開催しなければならない。ただし、説明会の開催が困難な場合は、戸別訪問を行うことにより説明会の開催に代えることができる。

2 申請予定者は、前項の説明会(同項ただし書に規定する場合に該当するときは、戸別訪問)において、近隣住民等から意見の申出があった場合は、当該意見を十分考慮しなければならない。

(設置場所の基準)

第7条 ペット霊園を設置しようとする場所の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請予定者が所有する土地又は第4条第1項の許可を受けた後に自己所有地になることが明らかな土地であること。

(2) ペット霊園の区域の境界と住宅等との距離が、おおむね50メートル(火葬施設を有するペット霊園にあつては、おおむね100メートル)以上であること。

(構造設備等の基準)

第8条 ペット霊園の構造設備等の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、ペット霊園の規模又は設置の場所の状況その他特別の理由により公衆衛生及び市民の生活環境に支障がないと認める場合は、当該基準を緩和し、又は適用しないことができる。

(1) ペット霊園の区域の周囲は、美観を呈する塀又は密植した生垣で囲み、外部と区画すること。

(2) ペット霊園の区域内に雨水及び排水が停滞しないよう必要な措置をとること。

- (3) ペット霊園の区域内に給水設備及びごみ置場を設けること。
- (4) ペット霊園の区域内に、必要に応じ、門扉、管理事務所、休憩所、便所、駐車場、緑地帯その他の施設を設けること。
- (5) 墳墓に関する基準は、次に掲げるとおりとする。
- ア ペットの焼骨を埋蔵するものであること。
- イ 墳墓の区域内の通路の幅員は、おおむね1メートル以上とすること。
- (6) 納骨堂に関する基準は、次に掲げるとおりとする。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造とし、納骨設備には、同条第9号に規定する不燃材料を用いること。
- イ 納骨堂の出入口又は納骨設備には、施錠装置を設けること。
- ウ 換気設備及び照明設備を設けること。
- (7) 火葬施設に関する基準は、次に掲げるとおりとする。
- ア 火葬設備は、空気取入口及び煙突の先端以外の部分が外気と接することなく燃焼することができるものであること。
- イ 火葬設備に燃焼に必要な量の空気を供給することができる設備を設けること。
- ウ 火葬設備に安定した燃焼を行うことができる十分な容積の主燃焼室及び再燃焼室（以下この条において「主燃焼室等」という。）を設けること。
- エ 主燃焼室等内において発生するガス（以下この条において「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態でペットの死骸を火葬することができるものであること。
- オ 燃焼ガスが摂氏800度以上の温度を保ちつつ、一定時間以上滞留することができるものであること。
- カ 主燃焼室等に燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つことができる助燃装置を設けること。
- キ 主燃焼室等内の燃焼ガスの温度を測定することができる設備を設けること。

ク バグフィルタ、サイクロン又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設けること。

(工事着手の届出)

第9条 ペット霊園設置者は、第4条第1項の許可に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出等)

第10条 ペット霊園設置者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、第8条の基準に適合しているかどうかについて検査し、当該基準に適合していると認めたときは、検査済証を交付するものとする。

3 ペット霊園設置者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、ペット霊園（第4条第1項後段に規定する場合に係る許可に係る工事のときは、当該許可に係る部分）を使用してはならない。

(維持管理)

第11条 ペット霊園設置者及びペット霊園の管理者（以下「ペット霊園設置者等」という。）は、第8条の基準及び次に掲げる基準に適合するようペット霊園を維持管理しなければならない。

- (1) ペット霊園及びその周辺の清潔を保持すること。
- (2) ペット霊園内の施設が破損したときは、速やかに修理すること。
- (3) ペット霊園の使用により生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理すること。
- (4) 火葬施設にあっては、火葬設備を使用する前に再燃焼室を予熱すること。

(地位の承継)

第12条 ペット霊園設置者について、合併、分割（当該ペット霊園設置者が有するペット霊園を承継させるものに限る。）又は相続があったときは、合併後存続する法人、合

併により設立された法人，分割により当該ペット霊園を承継した法人又は相続人（相続人が2人以上ある場合において，その全員の同意により当該ペット霊園設置者の地位を承継すべき相続人を選定したときは，その選定された者）は，当該ペット霊園設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は，遅滞なく，規則で定めるところにより，その事実を証する書類を添えて，その旨を市長に届け出なければならない。

（変更の届出）

第13条 ペット霊園設置者は，第4条第2項の規定による申請に係る事項（同条第1項後段に規定する場合に係る許可に係るものを除く。）を変更したときは，遅滞なく，規則で定めるところにより，市長に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第14条 ペット霊園設置者は，ペット霊園を廃止したときは，遅滞なく，規則で定めるところにより，市長に届け出なければならない。

（火葬車両の営業の許可）

第15条 火葬車両を使用して市内でペットの死骸を火葬しようとする者は，あらかじめ，当該火葬車両ごとに市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請しなければならない。

3 市長は，市民の良好な生活環境の保全のために必要な限度において，第1項の許可に条件を付けることができる。

4 第5条から第7条までの規定は，第1項の許可の申請をしようとする者で，特定の場所で反復継続して火葬するものについて準用する。この場合において，第7条各号列記以外の部分中「ペット霊園を設置しようとする場所」とあるのは「火葬車両を使用してペットの死骸を反復継続して火葬しようとする特定の場所」と，同条第2号中「ペット霊園の区域の境界」とあるのは「火葬車両を使用してペットの死骸を反復継続して火葬

する特定の場所」と、「おおむね50メートル（火葬施設を有するペット霊園にあっては、おおむね100メートル）」とあるのは「100メートル」と読み替えるものとする。

（火葬車両の構造設備等の基準）

第16条 火葬車両の構造設備等の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、火葬車両の規模その他特別の理由により公衆衛生及び市民の生活環境に支障がないと認める場合は、当該基準を緩和し、又は適用しないことができる。

- （1） 火葬設備は、空気取入口及び煙突の先端以外の部分が外気と接することなく燃焼することができるものであること。
- （2） 火葬設備に燃焼に必要な量の空気を供給することができる設備を設けること。
- （3） 火葬設備に安定した燃焼を行うことができる十分な容積の主燃焼室及び再燃焼室（以下この条において「主燃焼室等」という。）を設けること。
- （4） 主燃焼室等内において発生するガス（以下この条において「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態でペットの死骸を火葬することができるものであること。
- （5） 燃焼ガスが摂氏800度以上の温度を保ちつつ、一定時間以上滞留することができるものであること。
- （6） 主燃焼室等に燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つことができる助燃装置を設けること。
- （7） 主燃焼室等内の燃焼ガスの温度を測定することができる設備を設けること。
- （8） バグフィルタ、サイクロン又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設けること。

（火葬車両の維持管理）

第17条 火葬車両営業者は、前条の基準及び次に掲げる基準に適合するよう火葬車両を維持管理しなければならない。

- (1) 火葬車両の清潔を保持すること。
- (2) 火葬車両が破損したときは、速やかに修理すること。
- (3) 火葬車両の使用により生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理すること。
- (4) 火葬設備を使用する前に再燃焼室を予熱すること。

(火葬車両により火葬する場所)

第18条 火葬車両を使用してペットの死骸を火葬する場合は、住宅等（当該ペットの死骸の火葬を依頼した者の住宅等を除く。）との距離がおおむね100メートル以上の場所で火葬しなければならない。

(ペット霊園に係る規定の準用)

第19条 第12条から第14条までの規定は、火葬車両について準用する。この場合において、これらの規定中「ペット霊園設置者」とあるのは、「火葬車両営業者」と読み替えるものとする。

(報告及び検査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ペット霊園設置者等若しくは火葬車両営業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該ペット霊園設置者等に係るペット霊園、当該火葬車両営業者に係る火葬車両若しくは当該ペット霊園設置者等若しくは当該火葬車両営業者の事務所に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第21条 市長は、ペット霊園設置者又は火葬車両営業者が第11条又は第17条の規定に違反したと認めるときは、当該ペット霊園設置者又は当該火葬車両営業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。



(改善命令)

第22条 市長は、ペット霊園設置者又は火葬車両営業者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて、必要な措置を行うよう命ずることができる。

(許可の取消し)

第23条 市長は、ペット霊園設置者又は火葬車両営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は第15条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により第4条第1項又は第15条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第4条第1項又は第15条第1項の許可に付けた条件に違反したとき。

(3) 前条の規定による命令に違反したとき。

(使用禁止命令)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園又は火葬車両の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第4条第1項の許可を受けずに、ペット霊園の設置、区域変更又は墳墓等の新增設をした者

(2) 第10条第2項の検査済証の交付を受けずにペット霊園を使用した者

(3) 第15条第1項の許可を受けずに火葬車両を使用して市内でペットの死骸を火葬した者

(4) 前条の規定により許可を取り消された者

(公表)

第25条 市長は、第22条又は前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該命令に従わない者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）等を公表することができる。

(その他)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定

める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(既存ペット霊園の特例)

2 この条例の施行の際現にペット霊園を設置している者（次項において「既存ペット霊園設置者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から3月の期間は、第4条第1項の許可を受けずに引き続き当該ペット霊園を設置することができる。ただし、施行日以後に当該ペット霊園の区域の変更（当該区域の縮小を除く。）又は当該ペット霊園の区域内における新たな墳墓、納骨堂若しくは火葬施設の設置（増設を含む。）をしようとする場合は、この限りでない。

3 既存ペット霊園設置者は、前項の期間内に規則で定めるところにより市長に届出をした場合は、当該既存ペット霊園設置者をペット霊園設置者とみなし、引き続きそのペット霊園を使用することができる。この場合において、第4条から第10条までの規定は、適用しない。

(既存火葬車両使用者の特例)

4 この条例の施行の際現に火葬車両を使用して市内でペットの死骸を火葬している者（次項において「既存火葬車両使用者」という。）は、施行日から3月の期間は、第15条第1項の許可を受けずに引き続き当該火葬車両を使用して市内でペットの死骸を火葬することができる。

5 既存火葬車両使用者は、前項の期間内に規則で定めるところにより市長に届出をした場合は、当該既存火葬車両使用者を火葬車両営業者とみなし、引き続きその火葬車両を使用して市内でペットの死骸を火葬することができる。この場合において、第15条及び第16条の規定は、適用しない。